



宮 崎 県 公 報

平成29年2月2日(木曜日) 第 2866 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則…………… (農業連携推進課) 1

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 3

頁

○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 3
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 4

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分 (2件) …… (農村整備課) 4
○河川整備基本方針の策定…………… (河川課) 4

雑 報

○平成28年度行政書士試験の合格者について…………… 4

規 則

卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第4号

卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

(卸売市場法施行条例の施行に関する規則の一部改正)

第1条 卸売市場法施行条例の施行に関する規則(昭和47年宮崎県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(業務規程の変更) 第9条 [略] 2 条例第10条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる変更をする場合とする。 (1)~(5) [略] (事業報告書の作成) 第15条 条例第15条の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第15(漁業協同組合にあっては、 <u>漁業協同組合および漁業協同組合連合会の業務報告書の基準様式の改正について(昭和44年7月15日付44水漁第5064号水産庁長官通達)</u> の業務報告書基準様式)により作成し、毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。 2・3 [略] (卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合) 第17条 条例第17条の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) [略] (3) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。	(業務規程の変更) 第9条 [略] 2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる変更をする場合とする。 (1)~(5) [略] (事業報告書の作成) 第15条 条例第15条の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第15(漁業協同組合にあっては、 <u>水産業協同組合法施行規則(平成20年農林水産省令第10号)</u> の規定に定める様式)により作成し、毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。 2・3 [略] (卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合) 第17条 条例第17条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) [略] (3) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

<p>ア [略]</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会（市場取引委員会を設置していない市場にあっては、当該開設者の選定した卸売業者、買受人その他の利害関係者）の意見を聴いた上で当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 前項第3号又は第4号の承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに開設者に届け出なければならない。</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会又は当該開設者の選定した卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴いた上で当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。</p> <p>2 前項第3号イ、第4号イ又は第5号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに開設者に届け出なければならない。</p>
--	---

(宮崎県小規模卸売市場条例施行規則の一部改正)

第2条 宮崎県小規模卸売市場条例施行規則（昭和48年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(開設の許可の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第4条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(卸売業務の許可の申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第7条第3項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第15条 条例第19条の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第15（漁業協同組合にあっては、漁業協同組合および漁業協同組合連合会の業務報告書の基準様式の改正について（昭和44年7月15日付44水漁第5064号水産庁長官通達）の業務報告書基準様式）により作成し、毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(相対取引によることができる特別の事情がある場合)</p> <p>第17条 条例第21条の2第2号の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>(開設の許可の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第4条第3項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(卸売業務の許可の申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第7条第4項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 条例第7条第4項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第15条 条例第19条の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第15（漁業協同組合にあっては、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）の規定に定める様式）により作成し、毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(相対取引によることができる特別の事情がある場合)</p> <p>第17条 条例第21条の2第2項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>

(卸売の相手方の制限を受けずに卸売をすることができる特別の事情がある場合)

第19条 条例第23条の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) [略]

2 前項第3号又は第4号の承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに開設者に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第78号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Row 1: 平川左千夫 (青龍堂はり灸整骨院), 東諸県郡国富町大字木脇 298-1, 平成28年12月21日

宮崎県告示第79号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Row 1: 吉田一成 (青龍堂はり灸整骨院), 東諸県郡国富町大字木脇 298-1, 平成28年12月21日

(卸売の相手方の制限を受けずに卸売をすることができる特別の事情がある場合)

第19条 条例第23条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) [略]

(5) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1年未満のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

2 前項第3号イ、第4号イ又は第5号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに開設者に届け出なければならない。

宮崎県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年2月2日から平成29年2月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows for 国道388号 with 旧 and 新 sections.

宮崎県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年2月2日から平成29年2月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字野地 159番12地 先から同市 同大字同字 159番12地 先まで	旧	9.3～ 10.8	27.5
				新	27.9～ 35.9	27.5

宮崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 2 月 2 日から平成29年 2 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷鬼 神野字仁田 ノ越1828番 1 地先から 同郡同町南 郷鬼神野同 字1828番 1 地先まで	平成29年 2 月 2 日

宮崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 2 月 2 日から平成29年 2 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字野地 159番12地 先から同市 同大字同字 159番12地 先まで	平成29年 2 月 2 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、釘松地区釘松換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成29年 2 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、八所地区 1 換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成29年 2 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、庄手川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 2 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

雑 報

平成28年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により宮崎県知事から委任された平成28年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成29年 2 月 2 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

8910005 8910008 8910037 8910053 8910057 8910062
8910074 8910090 8910129 8910169 8910182 8910244

以上12名